

環境衛生課からの お知らせ



吉備庁舎 環境衛生課
清水行政局 建設環境室
52-2111

ごみ分別すれば資源

募集！ 町指定ごみ袋への広告掲載

町指定ごみ袋に広告掲載スペースを設けました。広告掲載を希望される方は環境衛生課までお申込みください。

■募集対象／企業、団体、商店など

■募集期間／2月28日まで

■広告を掲載する指定袋と枚数

町指定燃えるごみ袋「大」43万枚・

「中」48万枚（概ね1年間分）

■募集枠／燃えるごみ袋「大」2枠

燃えるごみ袋「中」2枠

■広告枠の大きさ／縦100mm×横

200mm

■応募方法／申込書と広告の原稿を

添えてお申込みください。（申込

書様式、要綱は町ホームページに

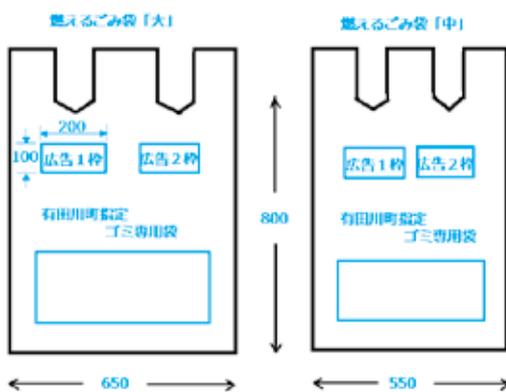
あります。）

■金額について／環境衛生課へお問

い合わせください

※ただし掲載者や掲載内容に町がふさわしくないと判断されるものについてはお断りすることがあります。

■広告イメージ 赤色単色刷り



環境センターが処理できない物について

環境センターでは次のようなものは処分することができませんので決して町が収集するごみとして出さないようにしてください。

- テレビ他家電リサイクル法該当品
- 農業用資材（マルチシートやビニールハウスの資材、肥袋、農薬のビンや袋、葉散ホース、防風ネット、田の波板など）
- 草刈り機の刃
- 産業

廃棄物と認定されているもの ● 廃油

● レンガ、石、土、コンクリートなど

● 鉄骨の切れ端 ● 金庫 ● 自動車、

単車の本体及び部品 ● バッテリー ●

エンジン ● タイヤ ● 塩化ビニール製

品（塩ビ管、トユなど） ● 消火器 ●

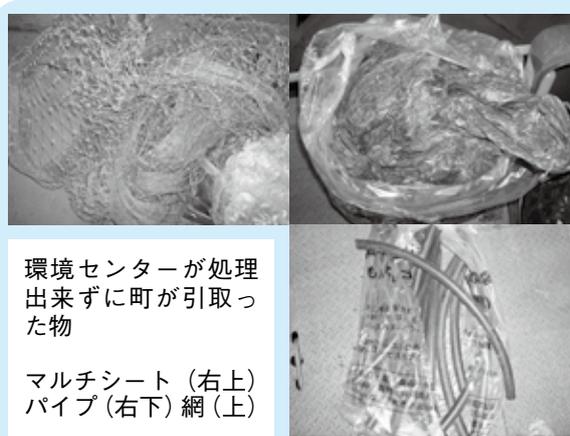
プロパンボンベ（カセットボンベは出

せませんが中身を完全に抜いてくださ

い） ● ワイヤー及びロープ ● 硬い工

具 ● 漁網 ● モーター ● パレット ● 石

膏ボード ● 浴槽 ● 断熱材 等



環境センターが処理出来ずに町が引取った物

マルチシート（右上）
パイプ（右下）
網（上）

野焼きは原則禁止です

野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2」で禁止されています。

地面に穴を掘っての焼却、ドラム

缶焼却、ブロック囲い焼却、基準に

適合しない焼却炉での焼却はいずれ

も禁止されています。これでプラス

チック製品や塩ビ系製品など燃やす

ことはなおさらのことです。

煙やススはもちろんのこと悪臭ま

たダイオキシンなども発生すること

があり、人や動物に影響があります。

消防署へ届け出ても次の行為以外

は違反となります。

■ 国、地方公共団体が施設管理のた

め行う焼却（河川清掃など）

■ 災害の予防、応急対策又は復旧の

ための焼却（被災家屋など）

■ 風俗慣習上又は宗教上の行事のた

めの焼却（五山の送り火、護摩供

養など）

■ 農林業を営むためにやむを得ない

焼却（剪定柴、稲わらなど）

■ たき火、キャンプファイヤーなど

日常生活を営む上で通常行われる

焼却であつて軽微なもの

しかし後ろ3項目について近隣か

ら苦情がある場合は認められませ

ん。

悪質な野焼き行為は前述した法律

により罰せられ5年以下の懲役もし

くは1千万以下の罰金または併科に